

# ■和光市路上喫煙の防止に関する条例及び和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正（案）のパブリック・コメントに寄せられた意見と市の考え方

## 1 結果の概要

(1) 実施期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月8日（月）

(2) **有効意見数：30人**（メール10人、ファックス4人、郵送16人）

（参考）意見提出者の総数：32人（メール10人、ファックス4人、郵送18人）

上記のうち郵送分の2件が「氏名」及び「意見提出者の区分」の記載なく無効とした

(3) 意見総数：58件（※有効意見のみ）

(4) 主な意見と市の考え方

主な意見（趣旨）	件数	市の考え方の区分
改正による条例の効力	1	案を修正しなかった
改正による取り締まりの強度	2	案を修正しなかった
自動車内及び私有地内での喫煙に関すること （私的な空間での喫煙を規制すべきではない等）	25	<b>定義規定を一部修正</b> （第2条第4号関係）
電子たばこを条例の規制対象とすることについて	6	案を修正しなかった
公共喫煙所の設置について （市町村たばこ税を財源とした喫煙所の整備等）	12	案を修正しなかった
その他	12	案を修正しなかった
計	<b>58</b>	

(5) その他（意見提出者の区分について）

意見提出者の区分	件数
① 市内在住	<b>2</b>
② その他(市外) ※区分の重複あり	<b>28</b>
A 市に対して納税義務を有するもの（たばこ税）	(9)
B パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの(a+b)	(25)
a 和光市に來訪する（仕事、知人宅の訪問や和光市駅の利用等）	(24)
b たばこ関係の仕事に従事している	(1)
③ 無効 ※記載不備（氏名・利害関係等）	2
<b>合計(①+②) ※「無効」を含まず</b>	<b>30</b>

和光市市民参加条例第10条第3項では、「パブリック・コメント手続により意見を提出することができるもの」の区分として、市内在住者（第1号）、市内に事業所等を有する法人や団体（第2号）、市内在勤・在学者（第3・4号）のほか、市に対して納税義務を有するもの（第5号）とパブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を

有するもの（第6号）を定めています。

これらのうち、納税義務を有するものと利害関係を有するものについては、同条例施行規則第5条第5項及び第6項により、個人の場合は住所・氏名の他、「納税義務を有することを証する事項」や「利害関係を有することを証する事項」を明らかにしなければならないと規定されています。

今回意見を提出した30人（有効分のみ）のうち、意見提出者の区分を「和光市に税金を納めている」としている人が9人、「この案件に利害関係がある」としている人が25人でした。（重複記載がありますので合計は提出者数と一致しません。）

「和光市に税金を納めている人」の9人は納税義務の内容を「たばこ税」としていますが、市町村たばこ税の納税義務者は、「たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）・特定販売業者（輸入業者）・卸売販売業者」です（地方税法第465条）。小売たばこの販売価格には既に市たばこ税が含まれていますので、たばこ税を負担するのは購入者となりますので「担税者」ではありますが、「納税義務者」とは異なります。

また、「この案件に利害関係のある人」の25人は、主に「和光市に来訪する（知人宅等への訪問や和光市駅の利用など）」、「たばこ関係の仕事に従事している」という理由を記載していましたが、これらのことが今回の条例改正に直接利害関係を有するかどうかを判断することは困難です。

市民参加条例の規定を厳密に解釈するならば、意見提出者としての妥当性について疑問は残りますが、可能な限り意見提出の機会を確保し、条例案に反映させるため、寄せられた意見のうち形式上の要件を満たしているものについては有効なものとして取り扱い、それぞれについて市の考え方を示すこととしました。

## 2 意見の概要と市の考え方

### No.1

#### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市内在住）

- 1 たばこやポイ捨てをよく思わない人たちに対して、市として対処および改善する意思を示すことは重要だと思います。条例で規制されているから、という規制理由を明確に示す根拠になることは利点になると思います。
- 2 条例の効力がどの程度あるのか。  
路上喫煙をする人、ポイ捨てをする人たちが対象である以上、注意しても改善する意思が平均よりは低いと考えられ、他の条例よりも効力が低くなるのではないのでしょうか。加熱式たばこの路上喫煙が減る、ポイ捨てが減るのかが疑問です。
- 3 取り締まりの強度はどれくらいあるのか。  
現条例でも路上喫煙やポイ捨てを禁止していますが、私は取り締まりにて摘発された事例を見たことがありません。そのため、新条例でも取り締まりの頻度が現条例と変わらないのであれば、結局は今のまま路上喫煙やポイ捨ての頻度も変わらないのではないのでしょうか。新条例によってどの程度改善の見込みがあるのかを予想を実施した結果などがあればお示しいただきたいと思います。

## ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

1 ご理解ありがとうございます。

2 条例の効果について

条例改正により、すぐに加熱式たばこ等による路上喫煙や吸い殻のポイ捨ての減少効果が現れるとはいえませんが、今回の改正で条例の目的に「喫煙マナーの向上」を加えていますので、条例の趣旨を周知し、生活環境をより良いものにしていこうとマナーやモラルに訴えていくことが今回の改正の目的です。

なお、今回の条例改正では、施行日までの間に3カ月間の周知期間を設けて、十分な市民周知を図るものとします。

3 取り締まりの強度について

この条例の目的は、禁止行為を取り締まることや禁止行為に対して罰を与えることではなく、路上喫煙等による危険性などを理解していただき、喫煙マナーを向上させることです。

条例及び規則で定める罰則（2,000円の過料）は、禁止行為に対する「抑止力」であると考えていますが、条例の目的である「歩行者等の安全確保」と「喫煙マナーの向上」を実現するためには、より厳しい罰則を設けることや禁止行為に対する監視等を強めることではなく、「ルールとマナー」について改めてご理解をいただく必要があると考えています。

また、路上喫煙に対する注意・指導や吸い殻のポイ捨てへの対応等は市の会計年度任用職員である美化推進員が行っていますが、近年（平成30年度から令和4年度）の指導件数は新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、ほぼ横ばいの状況です。条例改正による「路上喫煙等の件数の変化等」についての予想・予測は行っておりませんが、指導の対象が明確になることによって美化推進員による注意・指導がより効果的になるものと考えます。

## No.2

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、和光市に車で来訪）

車の中で喫煙することが規制されるのはやり過ぎの気がします。窓を開けて吸うのは換気のためにも当たり前でそれが受動喫煙にあたるとは思えない。窓をどの位開けたら罰せられるのでしょうか？数センチでも？また走行中も駄目なののでしょうか。

路上で歩きながらとかはやめるべきですが、車のなかまで規制するのはやめるべきだと思います。以前に埼玉県の子育てか虐待かの条例をバッシングされ取り下げたように、プライベートに踏み込みすぎかと思います。再検討を望みます。

## ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

まずはじめに、この条例の目的（改正の目的）が喫煙を否定する趣旨のものではないこと。また、喫煙者に対して「配慮」を求めている事項については、喫煙を「規制」する趣旨ではないことをご理解いただきたいと存じます。

条例第9条では禁止区域内における「路上での喫煙等（今回の改正で「吸い殻のポイ捨て

て」を含めています。)」を禁じています(禁止区域外での喫煙に関しては、第6条において「路上喫煙等をしないように務めなければならない」と努力義務を規定しています。)ので、この規定によれば、道路上の自動車内での喫煙も禁止対象となります。しかし、今回第2条の定義規定を改正し、「路上喫煙」の定義において、「道路等で喫煙すること」の中から「密閉された自動車等の車内を除く」としました。これは従来の規制を一部緩和するものですので、今回の改正により自動車等の車内での喫煙が規制の対象外となります。

その一方で、改正後の第7条は「(受動喫煙の防止等)」として、車の中から喫煙により排出される煙によって、実質的に路上喫煙と同じような状態が生じないように配慮を求める規定となっています。

具体的には、歩道に接する道路を走行中、または駐・停車中の自動車内で喫煙する際は、歩行者等に受動喫煙のリスクを及ぼさないように配慮していただくことを想定しています。

また、この規定は車内での喫煙を禁止するものではなく、歩行者等に「配慮」を求めるものですので罰則の適用はありません。窓をどれだけ開けたら違反になるかということよりも、車内での喫煙が実質的な路上喫煙に当たらないか、または歩行者等に受動喫煙のリスクを及ぼさないかどうかをご判断いただき、歩行者等に対する配慮をお願いします。

### 【意見の一部反映による改正案の修正】

改正案第2条第4号の「(密閉された自動車等の車内を除く。)」という規定については、「密閉」という表現により、「換気のための窓の開閉まで制限されるのではないか」という誤解を招く可能性がありますので、次のように改めます。

#### ◎第2条第4号(修正後)

- (4) 路上喫煙 道路等(自動車内を除く。)において喫煙すること及び火の付いたたばこを持つことをいう。

また、第2条第4号の修正に伴い同条第2号の「自動車等」の定義を「自動車」に改め、次のように修正します。(改正案では原動機付自転車及び自転車を含めていましたが、第4号の修正に合わせて削除します。)

#### ◎第2条第2号(修正後)

- (2) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。

## No.3

### ▽意見の概要(意見提出者の区分:市外/たばこ関係の仕事)

- 1 たばこの葉を使用していない電子たばこも同一なのは納得できない。
- 2 車両内の喫煙で窓を開けてはダメというのも納得できない。家のベランダでも吸えなくなるのではないか。

### ▼市の考え方(区分:意見を一部反映し、案を修正した)

#### 1 電子たばこの取り扱いについて

一般的に「喫煙」といえば「たばこ」を吸うこと」と解されますが、使用している物

がたばこに該当するかどうか（「加熱式か電子式か」や「ニコチンを含むか」など）を判断することは容易ではありません。しかし、外見からの判断が困難であるために放置する（規制しない）としたら、実質的に路上喫煙を容認してしまうことになるため、今回の改正では「喫煙という行為」に着目し、新たに規定する「喫煙マナーの向上」という観点から禁止行為に含めました。また、加熱式・電子式のいずれも吸い殻やカートリッジが発生し、ポイ捨てが行われる可能性があります。路上喫煙と吸い殻等のポイ捨ては一連の行為であることから、今回の改正で従来の「路上喫煙」の定義に吸い殻等のポイ捨てを含めて「路上喫煙等」とし、禁止地区内での路上喫煙と吸い殻等のポイ捨ての両方（もしくはいずれか）を罰則の対象としたのもそのためです。

## 2 自動車内や私有地での喫煙について

No.2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）

なお、改正後の第7条では車内の喫煙や道路等に接する場所に喫煙所等を設ける場合において歩行者等への配慮や適切な措置を講ずるよう求めています。この条例では喫煙自体を禁止するものではありませんし、そもそも私有地内での喫煙を条例により規制（禁止）することはできませんので、今後も市の条例により私有地や家屋等（公共施設等以外の建物）の中での喫煙を規制（禁止）することはありません。

## No.4

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、和光市に来訪）

- 1 自動車内や私有地というプライベート空間に対して条例が介入するのはおかしい。  
たばこを吸う人も買うのも市民です。たばこ税をもらっておきながら、まさか喫煙者を排除するのではないでしょうね。和光市として喫煙者と非喫煙者の共存を目指すべきだ。
- 2 私有地の喫煙所が撤去されるようなことがあれば、その周辺に市の責務において公共の喫煙所を設置しなければ敷地周辺での路上喫煙を誘発することになる。
- 3 ポイ捨ての防止が目的なら電子たばこまで対象とするのは理解できるが、受動喫煙防止も目的になっている改正案において電子たばこが対象となるのは目的を逸脱した条例と考える。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

- (1) 自動車内や私有地での喫煙についてはNo.3の2と同じ考え方です。
- (2) たばこ税（市町村たばこ税）については、目的税ではなく用途が限定されない普通税ですので、市内の美化活動や路上喫煙の指導、吸い殻のポイ捨てへの対応等に要する費用にもたばこ税を含む市の税金が使われています。たばこ税が喫煙環境の整備のためだけに用いられるものではないことをご理解ください。
- (3) この条例の目的は、「歩行者等の身体及び財産の安全を確保するとともに喫煙マナーの向上を図る（第1条）」ことであり、その実現のために道路等（第2条第1号において「道路、公園、その他の公共の場所」と規定）で路上喫煙等をしないよう努力義務

を定め、路上喫煙禁止地区内での喫煙等を禁止しています。つまり、道路等以外での喫煙は個人の自由ですので、この条例により喫煙者を排除するものではなく、この条例があることで「喫煙者と非喫煙者の共存」が図られているものと考えています。

2

- (1) この条例では私有地内の喫煙所を撤去することまでを求めておらず、喫煙所や灰皿を設置する人や、利用する人に対して受動喫煙の被害が起こらないよう配慮を求めています。
- (2) この条例における「市の責務」は、路上喫煙等を防止するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施すること（改正後第3条第1項）と、市民等及び事業者に対して路上喫煙等の防止に関する意識啓発に努めること（同第2項）であり、公共喫煙所の設置を想定したものではありません。さらに、この条例では道路等（第2条第1号において「道路、公園、その他の公共の場所」と規定）での喫煙等を制限していますが、公共喫煙所がないことが必ずしも路上等での喫煙等が増加（誘発）する要因になるとはいえませんが、「喫煙マナーの向上」という視点で路上喫煙等の防止を啓発していくものとし、（公共喫煙所がないことで路上喫煙等が誘発されるとするならば、それは条例の不備ではなく、行為者の意識の問題となります。条例は市議会での議論を経て成立した「市民が守るべき基本的なルール」です。このルールを守ることこそ喫煙マナー向上の第一歩であると考えています。）
- (3) 公共喫煙所の設置に関してはこの条例が制定・施行された平成18年に、本市を含む近隣4市（朝霞市・新座市・志木市）の市長協議により「駅周辺を路上喫煙禁止区域とすること」及び「禁止区域内には喫煙所・灰皿を設置しないこと」の申し合わせがあり、4市では公共喫煙所を設置していません。

なお、和光市では健康づくり施策において、生活習慣病予防の観点から「習慣的喫煙の削減」の取組を掲げています（この取組は市民に禁煙を強制するものではありません。）ので、施策間（健康施策と環境施策）の整合を図るため、今後も本市では公共喫煙所を整備する予定はありません。

※たばこ税の用途に関する考え方は上記1の(2)のとおりです。

3 No.3の1と同じ考えです。

## No.5

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、和光市に来訪）

- 1 和光市には他の市のような駅前や公園に喫煙所がありません。ポイ捨てや歩きたばこを減らすためにも喫煙所は必要ではないでしょうか。吸わない人への配慮も必要です。たばこ税を使って喫煙所を整備していただきたいです。
- 2 また自動車内や私有地といったプライベートな空間に規制が入るのはやりすぎです。自動車の窓を開けるか開けないかは自由であり、そういった行動を制限するのはおかしい。プライベートを制限する内容の条文は削除していただきたい。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

1 ご意見中の「喫煙所」は「公共喫煙所」を指していると思われませんが、公共喫煙所の設置に関する考え方はNo.4の2の(3)と同じです。なお、この条例では「道路等」として「道路、公園、その他の公共の場所」と規定していますので、公園に喫煙所や灰皿は設置しないこととしています。

ご意見は「喫煙者はたばこ税を負担しているので、市はたばこ税を財源として公共喫煙所を整備すべき」という趣旨として承りますが、たばこ税に関してはNo.4の1の(2)と同じ考えです。

喫煙所の必要性（路上喫煙等との関係性）についてはNo.4の2の(2)と同じ考えです。

2 No.3の2と同じ考えです。

## No.6

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、和光市に来訪）

- 1 加熱式たばこを禁止するのは同意。理由はたばことして一緒だから。
- 2 車の中での喫煙制限には絶対に反対。理由は、個人の空間であるため、行政が介入すべきところではないと考える。そもそもたばこの煙は排気ガスに比べたら、圧倒的に少ないはずなのに、車の排ガスには手をつけず効果が明確でない屋外での喫煙を制限するのは行政の怠慢であり、とてもバランスの取れた行政ではないと感じている。
- 3 道路に面している灰皿の移動も反対。私有地に行政が介入すべきではない。ある種のファシズムであると感じる。これをやるなら、喫煙者が和光市に納税しているたばこ税で喫煙場所を整備していくべきである。喫煙者は納税の義務だけ守らされ、税金を受けている市は何ら公共の喫煙場所を整備していない。偏った施策に、正直、怒りを感じる。

東京都は禁止エリアは設けているが、同時に喫煙所も整備して納税者に還元している。喫煙所を整備しないなら、和光市はたばこ税の受け取るべきではない。拒否して欲しい。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 ご理解ありがとうございます。
- 2 No.2と同じ考えです。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）  
その他についてはご意見として承ります。
- 3 私有地等での喫煙等についてはNo.3の2及びNo.4の2の(1)、公共喫煙所の設置等についてはNo.4の2の(3)、たばこ税についてはNo.4の1の(2)と同じ考えです。

## No.7

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／過去に和光市に在住、月に数回和光市に来訪）

- 1 和光市の「喫煙の防止に関する条例等改正（案）」に対して改正の撤回をお願いします。私は現在喫煙をしません、受動喫煙対策とはいえ、自動車内や私有地まで規制対象とするのは、やりすぎだと思います。撤回を求めます。

- 2 和光市駅を月数回訪れますが、喫煙設備がありません。市民の権利を制限するなら喫煙所を設置してバランスを取るべきです。たばこを吸う人も買うのも市民です。たばこ税をもらっておきながら、まさか喫煙者を排除するのではないでしょうね。和光市として喫煙者と非喫煙者の共存を目指すべきだ。市の見解を知りたい。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

- 1 No.3の2と同じ考えです。
- 2 たばこ税についてはNo.4の1の(2)、公共喫煙所の設置についてはNo.4の2の(3)、喫煙者と非喫煙者の共存についてはNo.4の1の(3)と同じ考えです。

## No.8

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、和光市に来訪）

- 1 車等の乗車中に喫煙する者は煙が外に出ないように配慮・・・（窓を開けての喫煙禁止）  
（当（案）は全く無意味です。撤回を）  
道路に面している私有地内に灰皿を置く場合は道路使用者に受動喫煙の被害が及ばないように措置・・・（私有地内でも喫煙禁止に等しい）  
当（案）は商業施設や個人の所有財産に制限をする事になる。（私権の侵害。撤回を）
- 2 電子たばこの使用も喫煙と同義とし、規制対象とする  
外見や喫煙の行為が同じだからと言って同義の規制は受動喫煙防止の目的を逸脱している。撤回を。
- 3 以下は上記(1)～(3)に共通・該当する意見です。
  - (1) 「条例改正（案）の説明」の中で“路上喫煙”“受動喫煙”に対する意識が高まっているとあるが。これは喫煙に対する肯定的な意味なのか不明。多分、貴市の解釈は否定的な意識で捉えていると思うが
    - ア 抽象的な表現では評価できないので、高まっていると表現するなら、客観的なデータを開示すべきです。
    - イ ネット等で私が調べて範囲では、（調査表等は見えないので数値の増減傾向から）
      - (ア) 受動喫煙経験者割合は減少（健康埼玉 21（2次）の評価）
      - (イ) ネット上に掲載している非喫煙の喫煙に対する意識は喫煙（者）に対して否定的は減少し肯定的な意見が増加しています。
  - (2) 「市民等の生活環境の向上に資する」とあるが、当改正（案）では喫煙者にとっては生活環境の低下になります。喫煙者の向上はどうするのですか。たばこを吸う人も買う人も市民等です。喫煙者が市内でたばこを購入することでたばこ地方税を市に納税しています。金だけ取って喫煙者を排除するのは片手落ちです。行政としては、喫煙者も非喫煙者も共存できる社会を目指すべきです。
  - (3) 政府も自治体による喫煙環境の整備を後押ししています
    - ア 税制大綱で「たばこ税の活用を含め・・・屋外分煙設備の整備を図る事を促すと記載。  
直近では総務省から「分煙施設のより一層の整備推進と分煙設備に係る参考事



例集」の送付で「受動喫煙を防止するためには駅前、商店街、公園等の場所に分煙施設の整備をすることが有効」とあります。

イ 自治体においては、かなりの市等が喫煙所の設置やパーティションの設置等整備を図っています。貴市の駅前等には喫煙所がありません。ぜひ喫煙所の設置をお願いします。

(4) 法律では電子たばこの定義は明確にされていない。また、受動喫煙の影響のも学者等の意見を見ると様々です。明確な定義がない中で規制をするのはおかしい。

#### 4 路上喫煙防止条例改正（案）に対する私の結論

(1) 改正（案）は「客観的データに基づいていない」「私権への侵害」「法的な根拠がないこと」から撤回を求めます。

ア 客観的基づかないのは、井戸端会議やTVのワイドショーと同類です。つまり客観的データに基づかないと社会情勢を正しく評価しているとはいえない。

イ 憲法に国民の権利と義務があり、何人にも侵されないとあります

(ア) 喫煙者には喫煙の権利（自由）はあるはずですが（勿論マナーは必要だが）。

過去に反喫煙者団体が「嫌煙権」を主張していました。当時のマスコミ等の報道は「嫌煙権」への同調・擁護の論調が多かったが「喫煙権」については何もなかった気がします。（権利は平等のはずなのに不平等の扱い）

(イ) 当条例改正（案）は喫煙者のみに規制強化を課すものです。特に私有地での喫煙規制は喫煙の自由のみならず財産権の侵害になります。私有地は固定資産税（市の歳入）も納付しています。

喫煙者はたばこ地方税や固定資産税を納税しているのに喫煙規制強化のみで片手落ちであり、不利益のみで平等の原則にも反します。

条例で喫煙規制をするのなら、喫煙者の不利益を救済の施策をするべきです。例えば、喫煙場所の設置等をするなど。

ウ 日本国は法治国家であり、民主主義国家です。

(ア) 上位の法を超えての策定できないはずですが。自治体の条例も法律の一種です。

車での喫煙（窓を開けて）や私有地での喫煙規制は（私権の侵害）は憲法、法律にもなく WHO でも、健康増進法でも、健康日本 21 でも規制ない。私権を制限できるのは「緊急事態宣言」の法律のみです。今回の条例改正は上位の法を逸脱したものであり、法的根拠はないと感じます。

(イ) また、電子たばこの喫煙行動が紙巻きたばこの喫煙と似ているから、紙巻たばこと同様な規制をするのは司法の概念から外れています。司法でも「疑わしきは罰せず」であり、警察が検察に送検しても確固たる証拠がないと不起訴になります。確固たる根拠もなく判断がつきにくいだけで規制対象とするのは納得できない。「法律上定義されていない」「明確なデータ（根拠）がない」のに自治体の意向で規制するのは「ファシズム」であり、民主主義を否定することであり危険な考えであるとさえ感じる。

#### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

Ⅰ No. 2（定義規定を修正：第 2 条第 2 号及び第 4 号関係）、No. 3 の 2 と同じ考えです。

2 No.3の1と同じ考えです。

3

(1) ご意見として承ります。(受動喫煙に対する考え方は「説明の2の(5)」に示したとおりです。)

(2) 喫煙者と非喫煙者の共存についてはNo.4の1の(3)と同じ考えです。その他はご意見として承ります。

(3) 公共喫煙所の設置についてはNo.4の2の(3)と同じ考えです。

(4) No.3の1と同じ考えです。

4 ご意見として承ります。(本条例と健康増進法及び埼玉県条例との関係についての考え方は「説明の2の(5)」に示したとおりです。)

## No.9

### ▽意見の概要(意見提出者の区分:市外/和光市駅を利用)

- 1 受動喫煙を防止することが狙いであるのなら、今回の改正案のように一方的に喫煙者を排除しようとするのではなく、まずは喫煙場所をしっかりと確保したばこを吸う人と吸わない人がどちらも心地よく過ごせる環境を整えることが自治体の責務ではないでしょうか。条例で「市民の責務」や「事業者の責務」を問う前に地方自治体としての責務を果たすべきと考えます、特に第7条の2項目を求めるのであれば、まずは市が駅周辺や公共の場に煙が漏れないしっかりとした喫煙所を設けていただきたい。
- 2 第7条の1項目「自動車の窓から流出した煙が歩道を歩く歩行者の健康に害を及ぼす」とお考えですか?もしそうであるなら何をもってそう考えるのか、根拠をお示しいただきたい。

### ▼市の考え方(区分:意見を一部反映し、案を修正した)

1 公共喫煙所設置等についてはNo.4の2の(3)、No.5の1と同じ考えです。

また、「市の責務」についてはNo.4の2の(2)と同じ考えです。

2 No.2(定義規定を修正:第2条第2号及び第4号関係)と同じ考え方です。(具体的な状況の想定をお示ししています。)

## No.10

### ▽意見の概要(意見提出者の区分:市外/和光市に来訪)

- 1 分煙をしっかりと実施することで喫煙環境の整備を願う。
- 2 喫煙所を増設

### ▼市の考え方(区分:案を修正しなかった)

1 ご意見として承ります。

2 公共喫煙所設置等についてはNo.4の2の(3)、No.5の1と同じ考えです。

## No.11

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／東武東上線を利用）

喫煙マナーを守ることは前提で、条例をつくるほどではないと考えます。  
マナー啓発レベルでよいのでは？

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

No.1の1～3、No.9の1と同じ考えです。

## No.12

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事で和光市に来訪）

- 1 どのように違反を取り締まるのか、公平なジャッジができるのかあいまいなまま、先んじて条例を策定する強行姿勢に違和感を覚える。
- 2 人のプライベート空間に立ち入ることは反対です。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

- 1 違反行為への対応については、No.1と同じ考えです。
- 2 No.3の2と同じ考えです。

## No.13

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事で和光市に来訪）

- 1 望まない受動喫煙をなくすための分煙環境の整備は必要だが、プライベート空間までも規制するのは行政が立ち入る領域ではない。
- 2 現在においても限られた喫煙可能場所のみで喫煙をしている中で更に規制が強化されるのは、喫煙者だけではなく税金においてもデメリットが大きいと考えるため。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 No.3の2と同じ考えです。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）
- 2 ご意見中の「税金」とは「市町村たばこ税」という趣旨で承りますが、考え方はNo.4の1の(2)をご参照ください。

## No.14

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に来訪）

- 1 電子タバコ、加熱式たばこを紙巻タバコと一律に扱っていますが、外部への影響は全く異なるので同一に扱ってほしくありません。
- 2 車内では窓を開けての喫煙禁止を掲げていますが、煙は上昇するものであると共に、走行中の車に近づく車はいないと思います。また、停車中の車でも関係する者しか近

づかないのでは。

- 3 道路に隣接した私有地での喫煙を禁止していますが、私的な財産への権利侵害に当たります。

#### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 No.3の1と同じ考えです。
- 2 No.2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）
- 3 私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

## No.15

#### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に来訪）

- 1 民間の敷地にある喫煙所もなくなった場合周辺での喫煙やポイ捨て増加など別の問題が発生する。市が私有地の灰皿を安易に撤去するような指導や要請をすべきではない。
- 2 和光市には他の市のように駅前や公園にあるような喫煙所がありません。市民の権利を制限するなら喫煙所を設置してバランスをとるべきです。
- 3 令和5年10月27日の「分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係わる参考事例集の送付について」総務省自治税務局長通知では受動喫煙を防止するためには・駅前・商店街・公園等の場所において分煙施設の整備を検討することが有効であるとあります。たばこ税を取って喫煙所を設置しないのは身勝手だと思います。市の見解はいかがでしょうか。
- 4 私有地の喫煙所が撤去されるようなことがあればその周辺に市の責務において公共の喫煙所を設置しなければ敷地周辺での路上喫煙を誘発することになります。

#### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

- 1 喫煙所の必要性（路上喫煙等との関係性）についてはNo.4の2の(2)と同じ考えです。私有地内の喫煙所についてはNo.4の2の(1)と同じ考えです。
- 2 No.4の2の(3)、No.5の1と同じ考え方です。
- 3 意見中に示された「総務省自治税務局長通知」では、「分煙施設の整備を検討することが有効である」との記載がありますが、この通知は国が市町村に喫煙所の設置を求めるという趣旨のものではありません。また、この通知自体が市町村に対して拘束力をもつものではありません。市町村は地域の特性等を踏まえて独自に条例等のルールを定めることができるため、平成18年に条例を制定して現在まで運用を続けてきました。その際に近隣市との協議により路上喫煙禁止区域内に公共喫煙所を設置しないこととした経緯や、今後公共喫煙所を設置する予定がないことについてはNo.4の2の(3)に示したとおりです。また、市町村たばこ税についての考え方はNo.4の1の(2)のとおりにです。
- 4 上記1と同じ考えです。

## No.16

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事等で和光市に来訪）

路上喫煙禁止はともかく、プライベート空間まで規制するのはやり過ぎではないか。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

## No.17

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事等で和光市に来訪）

- 1 今回の改正案では、自動車内での喫煙についても規制の対象となっているようですが、プライベートな空間に対して条例の規制が入るのはおかしいと思います。  
また、そもそもどのように取り締まる（違反者へ注意する）おつもりでしょうか？窓が開いているかどうかを正しく判断するのは難しいと思いますので、現実的でない条例の制定には反対します。
- 2 たばこは約6割が税金と聞いたことがあります。たばこ税の恩恵を受けながら、喫煙者だけを排除するような条例には断固反対いたします。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 自動車内での喫煙等についてはNo.2（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）、No.3の2と同じ考えです。
- 2 たばこ税についてはNo.4の1の(2)と同じ考えです。

## No.18

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／公園・商業施設等の利用で和光市に来訪）

- 1 本件については自動車内というプライベート空間に対する制限に踏み込んでおり、行政としてやりすぎであると考えます。よってプライベート空間を対象とした規制については絶対に削除していただくようお願い申し上げます。
- 2 また、私有地に灰皿を置く場合について受動喫煙対策を講じるようにする案についてですが、公共喫煙所の整備が不足していることが私有地に灰皿を置くことにつながっているのでしょうか。たばこ税を活用して公共喫煙所の設置に力をいれていただくことを強く要望いたします。
- 3 最後に、たばこは世間的にはすでに下火と認識しています。たばこについてあれこれと取り組みを強化していくよりも、和光市には、暴力事件や悲惨な事故の温床である飲酒について全国の先がけとなる取り組みを推進されることを期待します。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 自動車内や私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。  
また、車内での喫煙に関してはNo.2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2

号及び第4号関係)

- 2 たばこ税についてはNo.4の1の(2)、公共喫煙所についてはNo.4の2の(3)と同じ考えです。
- 3 ご意見として承ります。

## No.19

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に来訪）

- 1 歩行者等への配慮が必要なのはわかるが、道路に接する私有地における行動（灰皿設置等）に市が規制をしていいのか？更に、自家用車内での喫煙に対する規制についても、同様の疑問を抱いており、市民の人としてのプライバシーの問題にかかわってくると考えている。市民のプライベート空間に規制をいれることはいかがなものか？
- 2 上記の規制を入れる場合、具体的な対処ができると思うのか？  
自家用車での喫煙に対してどう注意しようとしているのか大いに疑問である。対処方法が明確でないならば、改正しなくとも同じなのではないか。
- 3 「外見から使用している物がたばこに該当するかどうか（加熱式か電子か）を判断することは困難」というのは、いい加減ではないだろうか。  
一般的に喫煙＝たばこを吸うと解されるのに対し、たばこに該当するかどうかの判断が難しいがゆえに、喫煙行為自体を規制対象とすることは、規制したいが為に解釈を変えているように見え、納得度がない。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 1 自動車内や私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。
- 2 車内での喫煙に関してはNo.2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）
- 3 No.3の1と同じ考え方です。

## No.20

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に来訪）

和光市には頻繁に訪れております。（車移動）  
移動中は車内でたばこを吸うことがあり、窓を開けて吸うこともあります。  
今までのように車で移動中にたばこが吸えなくなるのは困ります。  
車内での喫煙は、個人のマナー、判断に委ねるべきもので、条例で縛るものではないと考えます。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

- 車内での喫煙に関してはNo.2（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）、No.3の2と同じ考えです。

## No.21

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に親族が在住）

路上喫煙を禁止し、駅や集客施設で禁煙・分煙するまでは理解できるが、何故、車内のプライベートな空間まで規制するのか疑問。

近隣の市では、車内で喫煙しても何ら問題ないのに、和光市に行くと禁煙になるって全く意味不明。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

No. 2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）

## No.22

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市内）

1 「道路等に接する場所に喫煙所又は灰皿等を設置する者は、道路等を利用する者に受動喫煙の被害が及ぶことのないよう必要かつ適切な措置を講じなければならない。」という改正案がありますが、個人・民間の人達の敷地内にある喫煙所もなくなった場合、周辺での喫煙やポイ捨て行動など別の問題が発生する。市が私有地の灰皿を安易に撤去するような行政指導等をすべきではないと思っています。

2 令和5年10月27日の「分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係わる参考事例集の送付について」総務省自治税務局長通知では、受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街・公園等の場所において分煙施設の整備を検討することが有効であるとあります。市にはたばこ税も納付されているはずですが、和光駅南北の周辺には喫煙スペースの設置もありません。

3 条例を改正するのであれば、まず喫煙環境を整えてからすべきです。たばこ税の一部を投入すれば設置できるはずですが。基本は「たばこを吸う方と吸わない方との共存」ができる環境にすべきです。もし、このまま改正案を成文とするならば、「たばこ税」を「放棄」する覚悟で望んでください。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

1 No. 3の2、No. 4の2の(1)と同じ考えです。

喫煙所の必要性（路上喫煙等との関係性）についてはNo. 4の2の(2)と同じ考えです。

2 No. 15の3と同じ考えです。

3 公共喫煙所についてはNo. 4の2の(3)、たばこ税についてはNo. 4の1の(2)、喫煙者と非喫煙者の共存についてはNo. 4の1の(3)と同じ考えです。

## No.23

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市に来訪）

私はたばこを吸わないので、たばこの煙・においがとても気になります。だからといって喫煙禁止にしてしまうのは喫煙者にはとてもストレスになるでしょうし、ちゃんとした規則を設け、守っていただければと思います。

しっかり喫煙所を設けていただき、誰もがみんな住みやすい市になっていけばいいと思います。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

この条例の目的（改正の目的）が喫煙という行為そのものを否定する趣旨のものではないこと。また、喫煙者に対して「配慮」を求めている事項については、喫煙を「規制」する趣旨ではないことをご理解いただきたいと存じます。

公共喫煙所の設置についてはNo.4の2の(3)と同じ考えです。

## No.24

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入）

今回、車内での喫煙についても規制を拡大することだが、プライベート空間である車内に市が介入するのはおかしいと思う。

窓を閉めていれば喫煙可能との事だが、喫煙後に窓を開けるのはOKなのか？受動喫煙につながるのでは？要するに定義があいまいだと思う。

今回の改正案には絶対に反対である。

### ▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

自動車内や私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

また、車内での喫煙に関してはNo.2と同じ考え方です。（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）

## No.25

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入）

私はタバコを吸ったことがありません。そんな私でもこの案件はひどいと思います。

タバコの煙は嫌いだし、ニオイもいやですが、元々国が売っていたものなのに、だから皆吸うようになったのに、私のような吸わない人々の意見のみを聞くのは受けが良いからですか。

大げさに取ると、和光市にタバコを持ち込むな、という風に感じられ不愉快です。

それならば、なぜ売ることを認めているのか。やっていることがちぐはぐです。減らしているビニール袋もそうですが、作っている方々、売っている方々のことも考えてあげてほしい。



▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

No.23と同じ考えです。

その他については、ご意見として承ります。

## No.26

▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事で和光市へ来訪）

現在のままで良いと思う。

▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

ご意見として承ります。

## No.27

▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／仕事で和光市へ来訪）

自動車内では好きにたばこを吸わせてほしい。

▼市の考え方（区分：意見を一部反映し、案を修正した）

自動車内での喫煙等についてはNo.2（定義規定を修正：第2条第2号及び第4号関係）、No.3の2と同じ考えです。

## No.28

▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入、仕事で和光市へ来訪）

自動車内というプライベート空間に条例が介入するのはおかしい。

▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

自動車内や私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

## No.29

▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／和光市でたばこを購入）

自動車内や私有地というプライベート空間に対して条例が介入するのはおかしい。

▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

自動車内や私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

## No.30

### ▽意見の概要（意見提出者の区分：市外／乗り換えで和光市駅を利用）

市が私有地についての喫煙に制限をするのはおかしいと感じる。

### ▼市の考え方（区分：案を修正しなかった）

私有地等での喫煙等についてはNo.3の2と同じ考えです。

### 【市外在住者からの意見で記載不備(氏名・利害関係)のため無効とするもの】

規制ばかりで断固反対。

「スモーカー」に対する「ハラスメント」じゃないですか！  
なんでもかんでも「制限」かけちゃいけないと思う。